

◇鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

個人情報の保護の観点から、事業報告書等及び役員報酬規程等の閲覧方法を改める。

2 規則の概要

- (1) 事業報告書等及び役員報酬規程等の閲覧は、鳥取力創造課等において行うこととする。
- (2) 知事は、鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の趣旨を踏まえて事業報告書等及び役員報酬規程等をインターネットにより公表することができることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

東日本大震災の教訓を踏まえた防災及び減災のための事業を促進するとともに、過疎化及び高齢化が進む中で地域における防災力の強化を図るため、交付金の配分方法について見直しを行う。

2 規則の概要

- (1) 交付金の対象となる事業の例示を規定する。
- (2) 交付金の額は、対象経費の2分の1の額と次に掲げる額の合計額のいずれか低い額以下とする。
  - ア 市にあつては150万円、町村にあつては100万円
  - イ 予算で定める本交付金の総額から2,100万円を減じた額（以下「事業割額」という。）に100分の25を乗じて得た額に、当該市町村の消防団員の数を県内の全ての消防団員の数で除して得た割合を乗じた額
  - ウ 事業割額に100分の35を乗じて得た額に、当該市町村の自主防災組織を構成する世帯の数を県内の全ての自主防災組織を構成する世帯の数で除して得た割合を乗じた額
  - エ 事業割額に100分の35を乗じて得た額に、当該市町村の町又は字の区域の数を県内の全ての町又は字の区域の数で除して得た割合を乗じた額
- (3) 過疎地域の市町村については、交付金の額の算定に当たって、一定の割り増しを行う。
- (4) 各年度の5月末日までに、各市町村に交付する交付金の見込額を通知することとする。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県税条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 納税者の利便の向上を図るため、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）において納税できる県税の徴収金に不動産取得税を加える。
- (2) 県税の賦課徴収等を行う行政機関を県税事務所（現行 総合事務所）に変更することに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) コンビニで納税できる徴収金に不動産取得税を加えるとともに、コンビニで納付する際の納付書等の様式を定める。
- (2) 徴税吏員を県税事務所（現行 総合事務所県税局）に勤務する職員とする等、県の行政組織の改正に伴う所要の規定の改正を行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。